

山梨中央銀行の住宅ローン等をご利用のみなさまへ

THE



すまいの
保険

個人用火災総合保険 融資住宅用火災保険



火災はもちろん 住まいを取りまく“火災以外の事故”も

THE すまいの保険 におまかせください!

火災保険の保険金支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、事故件数ランキングでは水災・風災・雪災などの自然災害や、水濡れなどの日常のアクシデントが火災よりもずっと上位に。住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。

実際のデータで必要な備えを考えましょう!

〈平成28年度個人用火災総合保険 保険金支払実績〉より

事故件数ランキング

事故種別	順位
水災・風災・雪災など	第1位
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	第2位
漏水などによる水濡れ	第3位
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	第4位
落雷	第5位
盗難による盗取・損傷・汚損	第6位
火災	第7位

平均支払額ランキング

事故種別	順位
火災	第1位
水災・風災・雪災など	第2位
漏水などによる水濡れ	第3位
盗難による盗取・損傷・汚損	第4位
落雷	第5位
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	第6位
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	第7位

たとえば

火災による
全損時の建物
平均支払額
1,288万円



※ 平均支払額とは、平成28年度に個人用火災総合保険でお支払いした保険金の支払額の平均額です。
※ ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

アクシデント



© JAPAN-DA

補償があつてよかった!

火災以外の事故のお支払保険金例

事故件数 1位

水災・風災・雪災
など

事故例

集中豪雨で自宅が
床上浸水した。

お支払保険金例 **152.7万円**

事故件数 3位

漏水などによる
水濡れ

事故例

天井裏の水道管が破損し
水濡れ損害が発生した。

お支払保険金例 **71.1万円**

事故件数 2位

不測かつ突発的な
事故(破損・汚損など)

事故例

物を運んでいるときにパランスを
崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金例 **26.9万円**

事故件数 6位

盗難による盗取・損傷・汚損

事故例

泥棒が入って
窓ガラス、ドアが破損した。

お支払保険金例 **91.9万円**

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

建物を 補償



家財も 補償



さらに



地震
保険で

地震にも 対応



建物と家財 建物のみ が選べます。

P.17をご参照ください。

原則付帯されます。

もくじ

大きな安心を
上手に備える **6**ステップ

- ステップ 1 THE すまいの保険 5つの特長を知る! P.3
 1. 自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!
 2. いざというときの受取保険金が違う!
 3. 便利でおトクな長期契約がおすすめ!
ご契約方法に応じて保険料の割引が適用されます!
 4. 補償内容がひと目でわかる!「保険のとりせつ」
 5. 充実のサービスをすべてのプランで無料付帯!
「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」
- ステップ 2 **ピッタリプランを選ぶ!** P.5
フローチャートにそって進むと、ライフスタイルやお住まいの状況にあわせてピッタリな補償を選ぶことができます。ぜひ最適プラン探しにお役立てください。
- ステップ 3 **プランを確認する!** P.7
補償内容と6つの契約プランを一覧で表示しています。
- ステップ 4 **地震保険は必要保険です!** P.9
災害後の暮らしを
しっかりサポート **地震保険(原則付帯)**
地震保険の補償内容や保険金のお支払いについて掲載しています。
- ステップ 5 **ひとまわり大きな安心をプラス!** P.11
THE すまいの保険にセットできる主な特約(オプション)を幅広くご用意しています。必要に応じてお選びください。
- ステップ 6 **契約上重要となるご注意点**
損害保険金について P.15
費用保険金などについて P.16
保険金をお支払いできない主な場合 P.16
ご契約前に必ずご確認ください。
[ご契約時]にご注意いただきたいこと P.17
[ご契約後]にご注意いただきたいこと P.20
-  **洪水、土砂崩れなどの水災に** P.21
備えることをおすすめします!
戸建にお住まいのお客さまはご契約前に必ずご確認ください。
-  **すまいとくらしのアシスタントダイヤル** P.22
身近なトラブルに、安心のサービスを無料付帯しています。
-  **用語の解説** P.23
パンフレットで使われる用語について解説しています。
-  **よくあるご質問** P.24



THE すまいの保険 5つの特長を知る!

損保ジャパン日本興亜のTHE すまいの保険は、お客さまの視点から火災保険の安心を見つめ直した、新しい火災保険です。お客さまの生活環境やライフスタイルにあわせて、幅広い補償からピッタリのプランを選択でき、受取保険金の算出方法やご契約手続き、保険証券の「わかりやすさ」もとことん追求しました。

特長1 自然災害をはじめ ワイドな補償が頼もしい!

THE すまいの保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

火災	落雷	破裂・爆発
ひょう 風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突など
漏水などによる 水濡れ	じょう 騒擾・集団行動等 に伴う暴力行為	盗難による 盗取・損傷・汚損
不測かつ突発的な 事故(破損・汚損など)	さらに補償を拡げるオプション (各種特約)	

ひとまわり
大きな安心を
プラス!
セットできる
オプション(各種特約)は P.11をご参照ください。

特長2 いざというときの受取保険金が違う!

建物が古くなっても全額補償!

「評価済保険」の導入(建物のみ)

THE すまいの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。(全焼等により建物を復旧できない場合などを除いて、自己負担額を差し引きます。)



<THE すまいの保険の場合>

評価済 保険金額を維持します。

<従来の火災保険(注1)の場合>

罹災時再評価 保険金お支払時に再度評価します。

ここが違う!

従来の火災保険(注1)では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。

受取保険金の「期待額」と「実際の額」の違いを解消しました!

「自己負担額」が選択できます!

従来の火災保険(注1)では、損害の程度によっては補償がされなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。THE すまいの保険では、保険金額を限度に損害額から自己負担額(注2)を差し引いた額を全額お支払いすることで、こうしたわかりにくさを解消しました。(注3)

<THE すまいの保険の場合>



<従来の火災保険(注1)の場合>

風災	◎損害額が20万円以上の場合 ◎損害額が20万円未満の場合
	損害額の全額をお支払いします。 お支払いできません。
水災	損害の程度によって、お支払いできる損害額が3段階に分かれていました。(一部、実損払型の商品もあります。)

(注1)従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。
(注2)自己負担額の詳細につきましてはP.8をご参照ください。

(注3)水災支払方法縮小特約をセットされた場合は、水災の事故について、お支払いする損害保険金の算出方法が異なります。詳しくはP.15をご参照ください。

上手に備える 6ステップ

- ステップ1 5つの特長を知る
- ステップ2 ビットリプランを選ぶ
- ステップ3 プランの詳細を確認する
- ステップ4 地震の損害に備える
- ステップ5 さらに安心をプラス
- ステップ6 契約上重要となるご注意点

特長3 便利でおトクな長期契約がおすすめ! ご契約方法に応じて保険料の割引が適用されます!

長期分割払でご契約いただく方へ // NEW 家財とセットでご契約いただく方へ //

2~5年(整数年)の保険期間の分割払でご契約いただくと保険料の割引があります!(注1)

建物に家財をセットして保険期間10年でご契約いただくと、家財の保険料が割安になります!(注1)(注2)

さらに!

- 一度にまとまったお金を用意する必要がありません。
- 毎年の更新手続きが不要です。



(注1)地震保険は割引の対象外です。
(注2)保険期間10年のご契約に安心更新サポート特約(P.20参照)をセットした場合に建物・家財セット割引が適用されます。

建物・家財セット割引の適用上の留意点は P.19をご参照ください。

特長4 補償内容がひと目でわかる!「保険のとりせつ」

- 証券、補償内容等についての解説(取扱説明書)、約款を一冊のガイドブックとした「保険のとりせつ」をご用意しています。
- お客さまのご契約内容が○×表示でひと目で確認できます。
- 「約款は字が細かくて分量も多いので読む気がしない」という声にお応えするため、お客さまが加入した補償内容だけに絞って印刷した「オンデマンド約款」としました。



環境を考えるあなたと
損保ジャパン日本興亜の取組みです。

Web約款のご利用をおすすめします!

「約款」の送付を省略し、ペーパーレスによる環境保護を促進します。お客さまのご契約内容に応じた約款をインターネットを利用してご自宅などのパソコンからいつでもご覧いただけます。
※「Web約款」をご選択いただいた場合でも、証券および取扱説明書は書面で送付します。

特長5 充実のサービスをすべてのプラン(注1)で無料付帯! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

サービスの受付時間	サービス名		
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス	かぎのトラブル 応急サービス	
	防犯機能アップ応援サービス	健康・医療相談サービス(注2)	介護関連相談サービス
平日 午前10時~ 午後5時(注3)	住宅相談サービス(原則予約制)	法律相談サービス(原則予約制)	
	税務相談サービス(原則予約制)		

(注1)総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

(注2)サービスの内容によってはご利用可能な時間帯が異なります。

(注3)土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。

「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」は P.22をご参照ください。



さっそくチェック! ピッタリプランを選ぶ!

3つのステップであなたの心配に「ピッタリ安心!」をご案内します。

上手に備える
6ステップ

ステップ 1
5つの特長を
知る

ステップ 2
ピッタリプランを
選ぶ

ステップ 3
プランの詳細を
確認する

ステップ 4
地震の損害に
備える

ステップ 5
さらに安心を
プラス

ステップ 6
契約上重要となる
ご注意点

START!

まずはご確認
ください。
すべての契約プランで
次の補償が受けられます。

- 火災**
事件数 7位 平均支払額 1位
- 落雷**
事件数 5位 平均支払額 5位
- 破裂・爆発**
- 風災、雹災、
雪災**
事件数 1位※ 平均支払額 2位※

※このデータは水災・風災・雪災
などの合計です。水災はベーシック
(I型)水災なし、ベーシック(II
型)水災なし、スリム(II型)の
プランを選択した場合は補償
されません。

Step 1

気をつけても防ぎようのない
事故がたくさんあります…

Check 1つでも心配なことはありますか?

車の飛び込みなど
事件数 4位 平均支払額 6位

交通量の多い道路に
面していませんか?

水濡れ
事件数 3位 平均支払額 3位

水道管からの水漏れも
意外と多いもの…

盗難
事件数 6位 平均支払額 4位

ご近所やお知り合いに
泥棒被害にあった方は
いませんか?

Step 2

暮らしの中のちょっとした
アクシデントで数十万円の
損害が出ることも…

Check 1つでも心配なことはありますか?

破損・汚損など
事件数 2位 平均支払額 7位

小さいお子さまがいて、
物を壊したりする心配は
ありませんか?

お部屋の掃除中に誤って
ドアや壁を壊すケースも
よくあります…

家具の配置替えて
壁や家具を破損したことは
ありませんか?

Step 3

異常気象の影響により、思わぬ
地域でも水害が発生することも…

Check 1つでも心配なことはありますか?

水災
事件数 1位※ 平均支払額 2位※
※このデータは水災・風災・雪災などの合計です。

河川の近くなど洪水が起きやすい
地域に立地していませんか?

周辺に崖などがあり土砂崩れの
恐れはありませんか?

河川の近くなど洪水が起きやすい
地域に立地していませんか?

周辺に崖などがあり土砂崩れの
恐れはありませんか?

**THE すまいの
保険**

ベーシック (I型)

ベーシック (I型)水災なし

ベーシック (II型)

ベーシック (II型)水災なし

スリム (I型) スリム (II型)

建物のみ の補償だけでは、生活の立て直しに多額の費用が発生します。 家財 の補償もお忘れなく!!

家具や家電製品などの家財(生活用の動産)は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。

<p>建物と家財</p> <p>それぞれに 火災保険を かけた場合</p>	<p>建物</p> <p>補償されます。</p>	<p>家財</p> <p>補償されます。</p>
<p>建物のみに 火災保険を かけた場合</p>	<p>建物</p> <p>補償されます。</p>	<p>家財</p> <p>補償されません。</p>

思っている以上に家財は高額です。

家財の新価の目安		(平成29年4月現在)				
家族構成	2名 大人のみ	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供2名	5名 大人2名 子供3名	独身 世帯	
世帯主の年齢	25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
	30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
	35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
	40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
	45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後 (含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円		

※上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

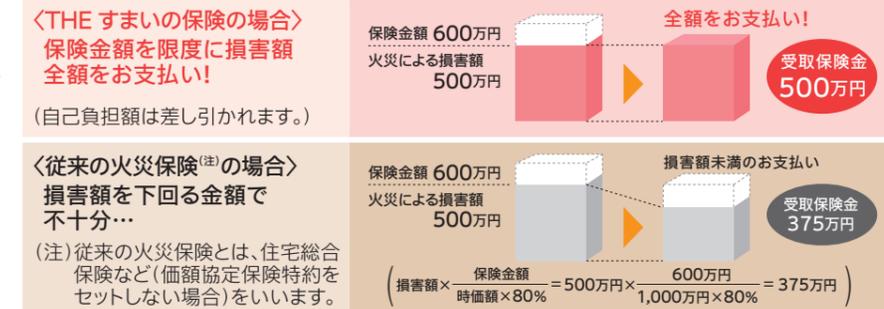
THE すまいの保険で家財を保険の対象とする場合

ここが違う!

新価の範囲内で自由に
家財の保険金額を設定
できます。

家財の評価額の全額を補償しようとすると保険料の負担が大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部しか支払われないし…とお考えのお客さまのニーズにお応えします。

例)「新価1,500万円」「時価1,000万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」に設定した場合の受取保険金の違い





プランを確認する!

それぞれの契約プランで **建物と家財** **建物のみ** が選べます。P.17をご参照ください。

上手に備える
⑥ステップ

ステップ①
5つの特長を
知る

ステップ②
ビタリプランを
選ぶ

ステップ③
プランの詳細を
確認する

ステップ④
地震の損害に
備える

ステップ⑤
さらに安心を
プラス

ステップ⑥
契約上重要となる
ご注意点

「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて6つの契約プランをご用意しました。

補償内容 <small>詳しくはP.15へ</small>	火災	風災、雹災、 雪災	水災	建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突など	不測かつ 突発的な事故 (破損・汚損など)	選べる
事故例 火災により建物や家財が焼失した。 落雷 落雷により屋根に穴があいた。 落雷により家電製品が壊れた。 破裂・爆発 ガス漏れにより爆発し、建物の窓ガラスや食器などの家財が割れた。				事故例 自動車が飛び込み、塀や家財が壊れた。 漏水などによる水濡れ 給排水管からの水漏れで室内や家財が水浸しになった。 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 近所で暴動があり、塀や家財が壊れた。 盗難による盗取・損傷・汚損 泥棒が侵入した際に窓ガラスが壊された。テレビなどの家電製品が盗まれた。		自己負担額 自己負担額0円を選択した場合のご注意 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。
選べる契約プラン						
ベーシック (I型)	○	○	○	○	○	0 1 3 5 10 円 万円 万円 万円 万円
ベーシック (I型)水災なし	○	○	補償されません	○	○	上記参照
ベーシック (II型)	○	○	○	○	○	0 1 3 5 10 円 万円 万円 万円 万円
ベーシック (II型)水災なし	○	○	補償されません	○	○	補償されません
スリム (I型)	○	○	○	○	○	3 5 10 万円 万円 万円
スリム (II型)	○	○	補償されません	○	○	補償されません

※ 保険の対象が建物のみの場合、家財は補償されません。

全プラン共通で自動的にセット

「費用保険金など」補償内容

- 地震火災費用保険金**
地震などによる火災で損害が一定割合以上となった場合にお支払いします。
- 残存物取片づけ費用保険金**
残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。
- 水道管修理費用保険金**
建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。
※パッキングのみに生じた損害などは対象外です。
- 損害防止費用**
消火活動のために費消、損傷した物の再取得に要する費用をお支払いします。
- 臨時費用保険金**
損害保険金にプラスしてお支払いします。
[支払割合・限度額が選べます]

損害保険金×30% 限度額300万円	選べる
損害保険金×30% 限度額100万円	損害保険金×20% 限度額100万円
損害保険金×10% 限度額100万円	臨時費用保険金 なし

詳しくはP.16へ



THE すまいの保険には原則付帯されます。ご希望により外すこともできます。

地震保険

地震などによる損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について 詳しくはP.9へ



ひとまわり大きな安心をプラス!

さらに補償を拡げるオプション(各種特約)について 詳しくはP.11へ

補償されません **の場合、次のような事故で保険金を受け取ることはできません。**

水災 お支払保険金例 152.7万円 ※ 水災の恐れがないかP.21をご参照ください。	盗難による盗取・損傷・汚損 お支払保険金例 91.9万円	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など) お支払保険金例 26.9万円
--	--	--

※ これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

お支払いする損害保険金

保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

$$\text{損害額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

Q. 自己負担額とは何ですか? 自己負担額を高く設定するとどんなメリット・デメリットがありますか?

A. 自己負担額とは、損害保険金をお支払いする事故が発生した場合に、損害額のうちお客さまが自己負担する金額です。自己負担額を高く設定すると、低く設定した場合に比べて、保険料を抑えることが可能です。一方で、事故の際お客さまに負担いただく金額が大きくなりますので、ご注意ください。

※1つのご契約で、建物と家財をご契約されている場合、上記の自己負担額は、建物と家財それぞれの損害額に対して適用されます。
※保険の対象である建物が全焼等により建物を復旧できない場合などは、自己負担額を差し引かず損害保険金をお支払いします。

家財を保険の対象とした場合のご注意

1. お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。次のものは、お申し込み時にご申告いただき、申込書等に明記しなければ補償されません。これらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。
● 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下、「貴金属・宝飾品」といいます。)
● 稿本や設計書など

Q. 明記物件を申告し忘れた場合、補償は一切されませんか?

A. 貴金属・宝飾品等は保険期間を通じて1回の事故にかぎり、補償されます。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

2. 盗難の補償限度額(次のものは、以下を限度にお支払いします。)

	盗難の対象	限度額
①	明記物件	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害額をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は、P.15~P.16をご参照ください。



災害後の暮らしをしっかりサポート **地震保険(原則付帯)**

地震保険は必要保険です!

THE すまいの保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)、損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震による火災



地震による倒壊



地震を原因とする津波

地震保険の保険の対象

建物

居住用建物(専用住宅および供用住宅をいいます。)ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財

居住用建物に収容されている家財一式。



! 保険の対象に含まれないもの (THE すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)



地震保険の保険金額の設定

地震保険が付帯される**主契約の保険金額の30%~50%の範囲内**で設定します。ただし、保険の対象ごとに右記の限度額が適用されます。
※地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。

(注)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円(注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**

なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE すまいの保険に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。(火災ナビでのお手続きの場合は、火災ナビの画面上で申し込みを行わない旨の確認チェックをしていただきます。)

※ 保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

! 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のご注意ください。

上手に備える
6ステップ

ステップ 1

5つの特長を知る

ステップ 2

ピッタリプランを選ぶ

ステップ 3

プランの詳細を確認する

ステップ 4

地震の損害に備える

ステップ 5

さらに安心をプラス

ステップ 6

契約上重要となる
ご注意点

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は「地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

	損害の程度		お支払いする保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 全損・大半損・小半損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.3兆円の割合によって削減されることがあります。(平成29年4月現在)

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

! 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

! 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

! 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

! 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取片づけ費用など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(平成29年4月現在)

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)



ひとまわり大きな安心をプラス!

“プラスアルファ”の安心を手にしていただける特約をご用意しています。



※複数のご契約に特約をセットした場合、補償の重複が生じることがあります。詳しくはP.19をご参照ください。

事故の際の補償を充実させたい

地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)



【事故例】地震を原因とする火災で、建物が全焼してしまった。

THE すまいの保険の地震火災費用保険金とあわせて、地震火災30プランは火災保険金額の30%、地震火災50プランは火災保険金額の50%まで補償します。

▶ **セットできるプラン** ベーシック(I型) ベーシック(I型)水災なし
ベーシック(II型) ベーシック(II型)水災なし

▶ **セットできる契約の主な条件** 保険期間が整数年であること

▶ **地震保険料控除** お支払いいただいた特約の保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(平成29年4月現在) **地震保険料控除はP.10をご参照ください。**

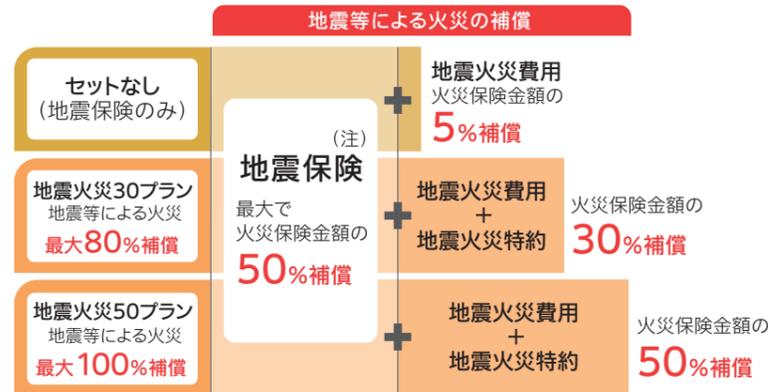
保険金をお支払いする場合

地震等を原因とする火災により、保険証券記載の建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合、地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。

お支払いする保険金

地震火災30プラン
保険金額×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%をお支払いします。)

地震火災50プラン
保険金額×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%をお支払いします。)



地震保険はP.9をご参照ください。

事故再発防止等費用特約



【事故例】盗難の事故により損害保険金が支払われたため、再発防止のために「防犯ガラス・フィルム」を設置した。

火災、落雷、破裂・爆発の事故または盗難の事故により損害保険金をお支払いする場合に、その事故の再発防止策として「事故再発防止メニュー」をご利用いただけます。専用デスクが「事故再発防止メニュー」の手配から費用のお支払いまで対応します。

▶ **セットできるプラン** ベーシック(I型) ベーシック(I型)水災なし
ベーシック(II型) ベーシック(II型)水災なし

保険金をお支払いする場合

火災、落雷、破裂・爆発または盗難(注1)の事故で損害保険金(注2)をお支払いし、かつその事故の再発防止のために有益な費用を負担した場合

(注1)通貨等、預貯金証書等のみの盗難は含みません。
(注2)火災、落雷、破裂・爆発または盗難(注1)の事故による営業用什器・備品等損害特約および商品・製品等損害特約の保険金を含みます。

お支払いする保険金

事故の再発防止等のために被保険者が事故発生の日から180日以内に負担した有益な費用(注)(1事故につき、20万円が限度)

(注)お支払対象となる費用の一覧は、損保ジャパン日本興亜公式サイトをご覧ください。



【ご注意】 お住まいの地域や、やむを得ない事情によっては、事故再発防止メニューの手配に日数を要する場合や、提供業者の手配ができない場合があります。

携行品損害特約



【事故例】通勤途中に駅の壁にバッグをぶつけて破損してしまった。

携行している身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

▶ **セットできるプラン** ベーシック(I型) ベーシック(I型)水災なし
ベーシック(II型) ベーシック(II型)水災なし

▶ **セットできる契約の主な条件** 保険の対象に家財が含まれていること

▶ **特約の保険金額** 50万円、100万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合 **被保険者の範囲はP.19をご参照ください。**

お支払いする保険金

損害額-1万円(自己負担額)
(契約年度ごとに、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)
※保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合、損害額の上限は5万円とします。

類焼損害特約



【事故例】自宅建物から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。

お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

▶ **セットできるプラン** すべてのプラン

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合

お支払いする保険金

近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円が限度)

- 【ご注意】**
1. 煙損害または臭気付着損害を除きます。
 2. お支払いする保険金の請求権者は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。
 3. 事故の際には、ご契約者から被災した近隣の方へ、この保険契約の内容をご案内いただくとともに、損保ジャパン日本興亜へ類焼損害のご連絡をいただくお手続きなどが必要です。

※複数のご契約に特約をセットした場合、補償の重複が生じる場合があります。詳しくはP.19をご参照ください。

建物電氣的・機械的事故特約



事故例 点火操作時に異常着火し、給湯器から大きな音がして、配線が焼きついて故障した。建物に付加された設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合に補償します。

- ▶ セットできるプラン **ベーシック(I型)** **ベーシック(I型)水災なし**
- ▶ セットできる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

保険金をお支払いする場合

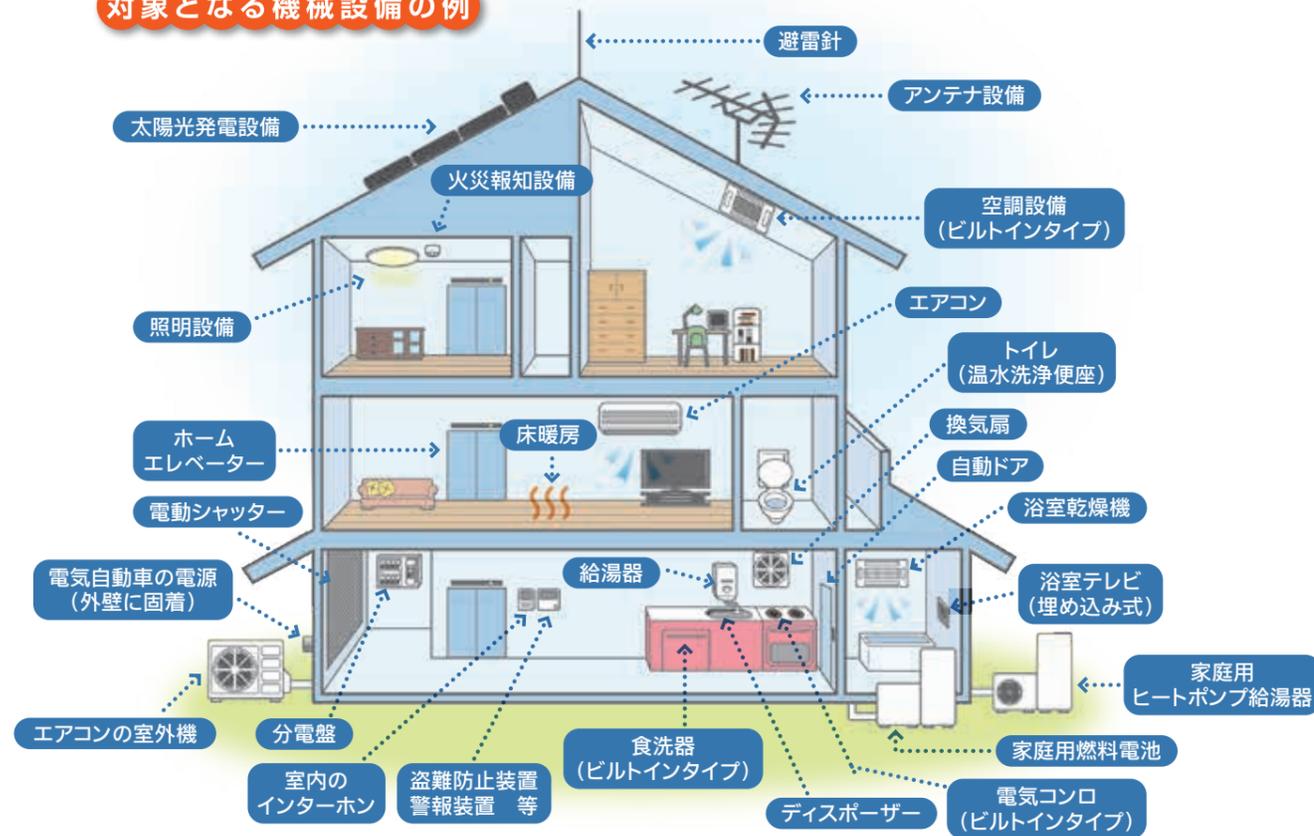
保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合

お支払いする保険金

P.15お支払いする損害保険金の額の算式により算出された建物の損害保険金(自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じです。)、残存物取片づけ費用保険金、臨時費用保険金(臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)

- ご注意**
1. 自然の消耗、劣化等による損害に対しては保険金をお支払いできません。
 2. この特約の対象の納入者が被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。)を負うべき損害に対しては保険金をお支払いできません。

対象となる機械設備の例



賠償事故に備えたい

個人賠償責任特約



事故例 ・買い物中に商品を壊してしまった。 ・子供が自転車運転中に他人にケガをさせた。 ・飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた。 ・自宅の塀が倒れ他人がケガをした。

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ▶ セットできるプラン **すべてのプラン**
- ▶ 特約の保険金額 1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- 被保険者の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

被保険者の範囲はP.19をご参照ください。

お支払いする保険金

損害賠償金(1回の事故につき、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)、訴訟費用、弁護士費用など

まかせて安心 示談交渉サービス 日本国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉をお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜がお引き受けします。

- ご注意**
1. 示談交渉サービスのご利用にあたっては、この特約の被保険者および被害者の方の同意が必要となります。
 2. この特約の補償の対象となる事故にかぎります。
 3. 賠償責任額が明らかにこの特約の保険金額を超える場合は対応できません。

施設賠償責任特約



事故例 賃貸用マンションの建物の壁が崩落し、駐車中の車を傷つけてしまい、法律上の損害賠償責任を負ってしまった。

保険証券記載の建物の欠陥や、この建物における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ▶ セットできるプラン **すべてのプラン**
- ▶ セットできる契約の主な条件 対象業種が、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業(戸建を賃貸する場合も含みます。)であること
- ▶ 特約の保険金額 1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故
- 被保険者の保険証券記載の施設における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故

ご注意 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

お支払いする保険金

損害賠償金(1回の事故につき、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)、訴訟費用、弁護士費用など

その他の特約について

本パンフレットに掲載されていない特約につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●安心更新サポート特約

万が一ご契約の更新手続きをうっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がある特約です。保険期間が10年のご契約にセットできます。

など

契約上重要となるご注意点

損害保険金について

保険の対象とする建物または家財に対し選択した契約プランで補償する事故について、損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合
1. 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合。
2. 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))によって損害を受けた場合。ただし、風や雨などの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損し、その破損部分から内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。
3. 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合。 (1)評価額(注1)の30%以上の損害が生じたこと (2)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと (注1)保険の対象が建物の場合は協定再調達価額、家財の場合は再調達価額となります。 (注2)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
4. 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合。
5. 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって損害を受けた場合。 ※その給排水設備自体に生じた損害を除きます。
6. 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合。
7. 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損の損害を受けた場合。家財が保険の対象である場合において、家財を収容する建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等が盗難された場合。
8. 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合。ただし、上記1.から7.までの事故を除きます。

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり損害保険金をお支払します。

お支払いする損害保険金の額	
損害額 (注1)	－ 自己負担額 (注2) = 損害保険金 (保険金額限度)
(注1) 保険の対象が建物の場合は協定再調達価額を、家財の場合は再調達価額(明記物件の場合は時価額)を基準とし、それぞれ事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(建物は協定再調達価額限度、家財は再調達価額限度)	(注2) 保険の対象が建物で、全焼等により建物を復旧できない場合または建物の損害額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払します。(主契約の保険金額限度)
※保険の対象である家財の盗難の場合は、補償限度額や損害保険金が異なるものがあります。詳しくは、P.8「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。	

※水災支払方法縮小特約をセットした場合のご注意 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする損害保険金は次のとおりです。

お支払いする主な場合	お支払いする損害保険金
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。 (1)評価額(注1)の30%以上の損害が生じたこと (2)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、評価額(注1)の15%以上30%未満の損害が生じたこと (3)(1)および(2)に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと (注1)上記3。(注1)をご参照ください。(注2)上記3。(注2)をご参照ください。	左記(1): 上記お支払いする損害保険金×70% 左記(2): 保険金額(注3)×10% (1事故1敷地内につき200万円限度) 左記(3): 保険金額(注3)×5% (1事故1敷地内につき100万円限度) ※上記(2)、(3)が同時に支払われる場合、損害保険金の合計額は1事故1敷地内につき200万円限度です。 (注3) 保険の対象が家財の場合、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。



費用保険金などについて

損害保険金の他に、事故により発生する費用を補償するものとして次の費用保険金または損害防止費用をお支払します。

費用の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上(注1)、または保険の対象である家財が全焼(注2)した場合に、保険金額の5%をお支払します。 (注1) 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の消失した部分の床面積のその建物の延床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含まれません。 ※地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
2. 残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(実費)をお支払します。(損害保険金×10%限度)
3. 水道管修理費用保険金 ※保険の対象に建物が含まれる場合のみ	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用(実費)をお支払します。(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円限度) ※パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用を除きます。
4. 臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金にご選択いただいた支払割合を乗じた額を損害保険金とは別にお支払します。(ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとにご選択いただいた限度額が限度) ※「臨時費用保険金なし」を選択した場合はお支払いできません。 ※臨時費用保険金限定特約をセットした場合は、火災、落雷、破裂・爆発で損害保険金が支払われる場合のみお支払します。
5. 損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払します。(保険金額限度) ① 消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ② 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

保険金をお支払いできない主な場合 ご契約前に必ずご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害
- 運送事業等に託されている間に保険の対象に生じた損害
- 火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害(注)
- 核燃料物質に起因する事故による損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ねずみ食い、虫食い等
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害

(注) 地震保険を付帯することで、補償することができます。(P.9「地震保険は必要保険です!」をご参照ください。)

! 不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- 携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
- 動物または植物について生じた損害

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

債務者集団扱について

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	住宅ローン等の債務者の方		
保険の対象	建物	住宅ローン等により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物	
	家財	上記建物に収容された家財	

金融機関が取扱代理店となる場合

金融機関が取扱代理店となる場合、この保険商品のお申込みの有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、火災保険等にご加入いただくことは融資の条件ではありません。なお、「THE すまいの保険」は損害保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。

複数の保険会社による共同保険契約の締結

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は取扱代理店にご確認ください。

保険料決定の仕組み

THE すまいの保険の保険料は保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。THE すまいの保険では、建物のみ、建物と家財のいずれかからお選びいただけます。

 建物	 建物の契約に含まれる主なもの 門・塀・垣 車庫	 家財(注1) (家具や家電製品などの生活用の動産)	 明記物件(注2)	(注1)自動車、自動三輪車および自動二輪車は家財に含まれません。(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含みます。) (注2)貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といいます。))は、お申し込み時にご申告いただき、申込書等に明記しなければ補償されません。
---	--	---	---	---

保険の対象となる建物または家財の被保険者(補償を受けられる方)について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で、事故の際に保険金をお受け取りいただける方です。保険の対象が家財の場合は、申込書等に記載の建物に収容される被保険者のご親族の方の家財も保険の対象に含みます。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅^(注1)、併用住宅^{(注1)(注2)}です。**住居部分のない専用店舗はご契約いただけません。**

(注1)共同住宅を含みます。共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。ただし、M構造^(注3)の区分所有建物の共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険でのお引き受けとなります。
 (注2)併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。
 (注3)M構造とは、下記に該当するものをいいます。



上手に備える 6ステップ

- ステップ 1 5つの特長を知る
- ステップ 2 ビックリプランを選ぶ
- ステップ 3 プランの詳細を確認する
- ステップ 4 地震の損害に備える
- ステップ 5 さらに安心をプラス
- ステップ 6 契約上重要となるご注意点

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M構造 	T構造 	H構造 
1. 下記の(1)~(4)のいずれかに該当する共同住宅 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) の共同住宅	1. 下記の(1)~(5)のいずれかに該当する建物 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 (5)鉄骨造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) 3. 準耐火建築物 ^(注2) 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

! 以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造であっても以下の(1)~(3)のいずれかに該当する場合は、T構造となります(共同住宅で(1)耐火建築物^(注1)の場合はM構造となります。)**該当する場合は、所定の確認が必要となります。**
 (1)耐火建築物^(注1) (2)準耐火建築物^(注2) (3)省令準耐火建物
2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

(注1)「耐火構造建築物」を含みます。(注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」を含みます。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

1. 建物の保険金額

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。この評価額の範囲内であれば、保険金額は任意の額で設定することができます。ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。



2. 家財の保険金額

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については、P.5の「家財の新価の目安」を参照してください。この評価額の範囲内であれば、保険金額は任意の額で設定することができます。



3. 明記物件の保険金額

明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価を基準に算出します。



- !** ※1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。
- ※保険の対象の価額を超過でご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

保険期間について

THE すまいの保険の保険期間は10年を限度とし、原則、整数年で設定してください。

上手に備える
⑥ステップ

ステップ ①
5つの特長を
知る

ステップ ②
ビッタリプランを
選ぶ

ステップ ③
プランの詳細を
確認する

ステップ ④
地震の損害に
備える

ステップ ⑤
さらに安心を
プラス

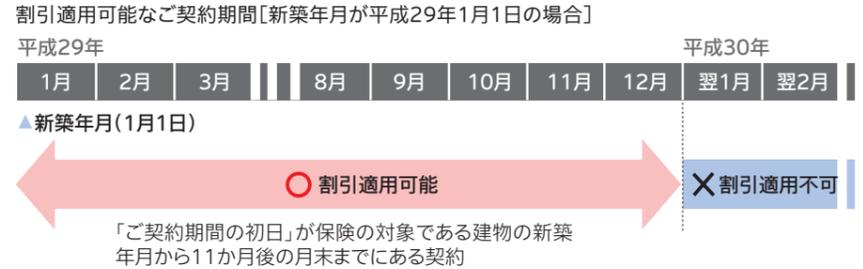
ステップ ⑥
契約上重要となる
ご注意点

割引について

1. 新築割引

保険の対象となる建物を新築され、新築年月から11か月後の月末までにご契約^(注)いただいた場合、建物の保険料に割引が適用されます。ご契約時には新築年月(建物が完成した年月)をお知らせください。

(注)ご契約期間の初日をいいます。



2. 建物・家財セット割引

建物と家財を1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

- 保険期間が10年であること
- 評価基準・支払基準が「新価・実損払」であること
- 「安心更新サポート特約」をセットしていること

※建物と家財が別々の契約の場合は、割引が適用されません。

特約等の補償の重複について

右記の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約(火災保険以外のご契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外のご契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

※1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(保険の対象が建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(保険の対象が家財のご契約)の類焼損害特約
個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

特約ごとの被保険者の範囲について

各特約における被保険者は次のとおりです。

1. 携行品損害特約

- (1)記名被保険者
- (2)記名被保険者の配偶者
- (3)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4)記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

2. 個人賠償責任特約

- (1)記名被保険者
- (2)記名被保険者の配偶者
- (3)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4)記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5)記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎり)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎり。
- (6)(2)から(4)までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎり)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎり。

【ご契約後】にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、下記の1.から9.までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

下記のご連絡をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

- 居住部分がなくなったとき
- 日本国外に保険の対象が移転したとき

1. 建物の構造・用途の変更	2. 保険の対象の移転	3. 居住部分がなくなった
4. 建物の建築年月	5. 建物内の職作業作業規模の変更	6. 面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) 7. 施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) 8. 割引引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合) 9. 増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象とした新価・実損払のご契約のみ)
10. 保険の対象の譲渡	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
11. ご契約者の住所・通知先変更	ご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。	
12. 上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

保険金額調整等に関する追加特約について

保険の対象が建物で保険期間が5年を超える新価・実損払(評価済)契約の場合、この特約に規定する物価変動率^(注)が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客さまにご連絡します。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。

(注)保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

安心更新サポート特約による更新について

安心更新サポート特約では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡が取れない場合は、通知締切日^(注1)までに損保ジャパン日本興亜またはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がない限り、満期日と同一の内容^(注2)で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日^(注1)までに必ず取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

(注1)通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日より異なります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日の前月10日
16日～末日	満期日の前月25日

(注2)更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり」でご確認ください。

⚠️ 安心更新サポート特約のご注意事項

- 保険期間が10年のご契約にセット可能です。契約条件によっては、この特約をセットできない場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 損保ジャパン日本興亜からのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 更新後のご契約の保険料は、更新後のご契約の払込方法にしたがってお支払いいただきます。

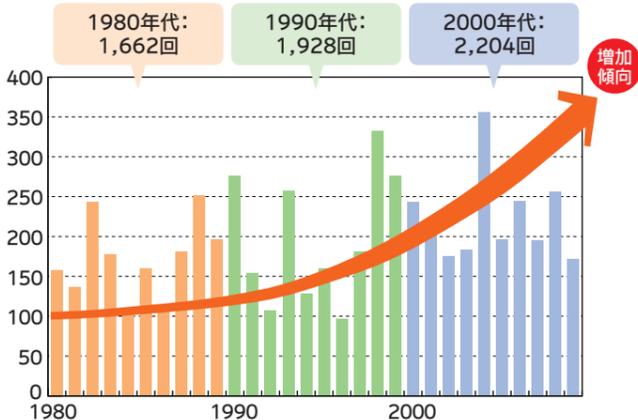
洪水、土砂崩れなどの水災に備えることをおすすめします!

戸建にお住まいのお客さまはご契約前に必ず確認してください

突然の大雨、近くに河川は無くても…

- ・家が高台にあったとしても台風や暴風雨などにより、土砂崩れが発生する場合があります。
- ・最近では、突然の水量増加に行き場を失った下水などが溢れる都市型の水害も増えています。
- ・いわゆるゲリラ豪雨など1時間あたりの降水量が50mmを超える激しい雨の発生頻度も増加傾向にあります。(1時間50mm以上の回数は、1980年代と2000年代で約1.3倍に増加。)

1時間降水量50mm以上の発生回数 気象庁のホームページより抜粋 (1,000地点あたりの発生回数)



【参考】50mm以上80mm未満の雨は、非常に激しい雨で、滝のように降り、傘はまったく役に立たず、あたりが水しぶきで白っぽくなります。「都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある」「マンホールから水が噴出する」「土石流が起こりやすい」「多くの災害が発生する」雨の強さとされています。なお、80mm以上は猛烈な雨で、息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じる程度の雨の強さとされています。(気象庁のホームページより)

ポイント 近年の異常気象の影響により、水災の事故は増加傾向にあります。将来の地球環境も予測が困難な状況であり、水災の危険が確実に増していると言えます。実際に、これまで水災が発生しないような地域でも、水災が発生しています。

水災の補償内容

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の1.または2.のいずれかに該当する場合に補償します。

1. 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
2. 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

(注) 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

水災ではいわゆる洪水による損害だけではなく、土砂崩れなどによる損害も補償しています。水災が補償されないプランでは、これらは補償されません。

ご検討中の保険の対象について水災の恐れはないか確認しましょう!!

<input checked="" type="checkbox"/>	近年、水災が増加傾向にあることを確認しましたか? 都市部では、河川の近くに立地していなくても、下水などが溢れる都市型の水災の危険があることを確認しましたか?
<input checked="" type="checkbox"/>	ハザードマップ等により建物の立地状況や過去の浸水実績等を確認しましたか? 【参考】国土交通省 ハザードマップポータルサイト http://disaportal.gsi.go.jp/
<input checked="" type="checkbox"/>	高台であっても周囲より地盤が低い土地では、水災が起こりえることを確認しましたか?
<input checked="" type="checkbox"/>	水災では「土砂崩れ」による損害も補償しているため、河川の近くに立地していなくても、周辺に崖などがあれば水災の危険があることを確認しましたか?
<input checked="" type="checkbox"/>	水災では「融雪洪水」による損害も補償しているため、降水量が少ない地域であっても、寒冷地などにおいては水災の危険があることを確認しましたか?

充実のサービスを無料付帯!



すまいとくらしのアシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意! 提携会社による以下のサービスをご利用いただけます。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

0120-620-119

※サービスを利用する際は、まず初めに「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」までご連絡ください。
※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの受付時間

24時間
365日受付

平日
午前10時
～
午後5時

※土・日・祝日、
12/31～1/3を
除きます。

サービス名

水まわりのトラブル 応急サービス



居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料でを行います。

防犯機能アップ 応援サービス



すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

介護関連相談 サービス



介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供者のお取次ぎをします。

住宅相談サービス (原則予約制)



すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

法律相談サービス (原則予約制)



さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスをを行います。
※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス (原則予約制)



さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスをを行います。
※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

かぎのトラブル 応急サービス



居住建物内(専有・占有部分)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料でを行います。
(注) 専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。

健康・医療相談 サービス



次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。
●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
●医師による医療相談
●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談(注)
●医療機関情報などの提供
(注)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。

平日: 午前9時半～午後7時
土曜: 午前11時～午後6時
(日曜・祝日、12/29～1/4は除きます。)

※提携業者によるサービス提供であり、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
※相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や部品交換に関する部品代・作業代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- お客さまご自身で業者を手配された場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さま自身の立会いおよび身分証明(注)ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
(注)顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、平成29年4月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおりや、証券・取扱説明書・約款を一体化した冊子に記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

用語の解説

用語	解説
き 協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパン日本興亜と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
こ 告知事項	危険(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。(注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
さ 再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し 時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。)は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
敷地内	同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの囲いの有無を問いません。)また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自己負担額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払します。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
そ 損害保険金	保険契約により補償される事故によって直接被った損害を補償する保険金です。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
通知義務	ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。
ひ 被保険者	補償を受けられる方のことをいいます。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
費用保険金	建物や家財の損害のほか、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
ほ 保険金	保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。
保険金額	保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。
保険契約者／契約者	保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。

よくあるご質問

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」の一部を記載しています。その他のご質問に対する回答もインターネットでご覧いただけます。

<http://faq.sjnk.jp/>



Q 地震保険だけを契約することはできますか？
A いいえ、地震保険だけではご契約いただけません。火災保険契約に付帯して契約していただくこととなります。

Q 竜巻によって屋根瓦が破損してしまいました。この損害は『THE すまいの保険』で補償されますか？
A はい、保険の対象が建物のご契約で「風災」を補償するプランにご加入の場合は補償されます。※損害の額が自己負担額以下の場合は、保険金のお支払い対象となりません。

Q 火災保険では地震による損害は補償されないのですか？
A はい、地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする損害は補償されません。地震による火災だけでなく、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害や火災が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償されません。

Q 家財にも保険をかけたほうがいいのでしょうか？
A はい、ご契約をおすすめします。家財を保険の対象としてご契約いただくと、家具や家電製品などの生活用の動産が、火災などの事故や落雷や風災などの自然災害により損害を受けたとき、その損害が補償されます。お客さまの世帯主年齢やご家族構成により違いはありますが、個々の家財の評価額を積み上げると、予想以上に高額となるケースがあります。実際に被害に遭われて必要最低限の家財を購入する場合でもお客さまの負担は大きいものと思われるので、ぜひ、ご検討ください。

Q 火災事故に遭い、保険金を請求したところ、契約している保険金額の50%が支払われました。保険金額は減ってしまうのでしょうか？
A いいえ、減りません。復元します。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故につき、保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、ご契約は損害が発生した時に終了します。

Q ソーラーシステムを建物に設置する場合、保険の対象となりますか？
A はい、保険の対象が建物のご契約で、かつ所有者が同一の場合は補償されます。なお、THE すまいの保険のご契約後にソーラーシステムを建物に設置した場合は建物の評価額が変更となる場合がありますので、取扱代理店まで契約者ご本人さまよりご連絡ください。

Q すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用したら、保険料が高くなりますか？
A いいえ、すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用しても、保険料が高くなることはありません。

Q 臨時費用保険金はどのようなときに支払われますか？
A 臨時費用保険金とは、実際に事故が起きて損害保険金が支払われる場合に、損害保険金とは別に支払われるものです。たとえば、火災で家が燃えてしまい修理の間ホテルに宿泊したときの宿泊費用など、臨時の出費に当てていただくための保険金です。なお、臨時費用の補償の有無、支払割合および支払限度額を、5つのパターンより選んでいただきます(P.8、P.16参照)。※お支払いの対象となる事故を火災、落雷、破裂・爆発のみに限定することもできます。

Q 火災保険の補償について、門・塀・垣しか損害を受けなかった場合でも補償されますか？
A はい、原則として補償されます。保険の対象が建物の契約であれば、門・塀・垣も保険の対象に含まれます。(門・塀・垣、物置・車庫等を除く旨を保険契約申込書等に記載した場合は、補償の対象となりません。)ただし、お支払いの対象となる条件は「事故の区分」と「保険金をお支払いする場合」により異なりますので、詳しくはP.15「損害保険金について」をご確認ください。

Q 「水災」と「漏水などによる水濡れ」の違いは何ですか？
A 「水災」は、台風や集中豪雨による洪水などの水災(床上浸水等)による損害を補償します。「漏水などによる水濡れ」は、給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。ただし、風災・雹災・雪災、水災の事故による損害を除きます。また、給排水設備自体に生じた損害は補償されません。(P.15参照)

Q 臨時費用保険金はどのようなときに支払われますか？
A 臨時費用保険金とは、実際に事故が起きて損害保険金が支払われる場合に、損害保険金とは別に支払われるものです。たとえば、火災で家が燃えてしまい修理の間ホテルに宿泊したときの宿泊費用など、臨時の出費に当てていただくための保険金です。なお、臨時費用の補償の有無、支払割合および支払限度額を、5つのパターンより選んでいただきます(P.8、P.16参照)。※お支払いの対象となる事故を火災、落雷、破裂・爆発のみに限定することもできます。

- <例:水災>
- 集中豪雨で自宅が床上浸水した。
 - 台風で近くの川が氾濫し、床上浸水して、床の張り替えが必要となった。
 - 豪雨等で山が土砂崩れを起こし、家を押して流してしまった。
- <例:漏水などによる水濡れ>
- 天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。
 - 給水管が破裂して室内が水浸しになり、保険の対象が損傷してしまった。
- ※給排水設備自体に生じた損害を除きます。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing on the left page.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing on the right page.

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<http://www.sjnk.co.jp/covenanter/acontact/>

損保ジャパン日本興亜 火災事故

検索



【事故サポートセンター】【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜 お問い合わせ

検索

【カスタマーセンター】

【受付時間】 平日：午前9時～午後8時

土・日・祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

0120-222-882

●おかけ間違いにご注意ください。

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト「よくあるご質問」

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」と損保ジャパン日本興亜からの回答を、インターネットでご覧いただけます。

【パソコン・スマートフォンから】

<http://faq.sjnk.jp/>

●ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。



お客さま向けインターネットサービス



<http://www.sjnk.co.jp/mypage/>

損保ジャパン日本興亜 マイページ

検索

こんな便利な機能が使えます。

- 契約内容・代理店の連絡先のご照会
- 住所・電話番号のご変更手続き
- お取引のある代理店への保険相談

※マイページは、個人のお客さま専用サービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合もあります。詳しくは損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このパンフレットは集団扱に関する特約（債務者集団扱）をセットした「個人用火災総合保険（新価・実損払）」の概要を説明したものです。クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回等）、重大事由による解除、事故が起こった場合、引受保険会社が破綻した場合、個人情報の取扱い、などの詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者（加入者）と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

引受保険会社



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

山梨支店 法人支社

〒400-0858 山梨県甲府市相生1-4-23

Tel:055-233-7837

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先

募集代理店



山梨中央銀行

〒400-8601 山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号

TEL:055-233-2111（大代表）

共同募集代理店



かえで総合保険株式会社

〒400-0033 山梨県甲府市寿町1番15号

TEL:055-267-6711（大代表）